

4 電子地方政府の基盤の構築 (1) 情報通信基盤の整備・拡充

< 目 標 >

電子地方政府の実現に向け、パソコンの1人1台体制やそれに伴うネットワーク基盤の整備などを進めます。

県庁と主要地方機関の間の回線を「新総合通信ネットワーク」に移行し、コスト削減と回線速度の高速化を図ります。また、パソコンの台数や大量データを扱うコンテンツの増加に応じて、さらなる回線容量の高速化を図ります。

室内の回線については、無線化により、導入機器の効率的な運用を図ります。

【現状と課題】

現在、本県の職員に対するパソコンの普及率は、他の都道府県と比べて低水準にあり、1人1台に向けた整備が進んでいないのが現状です。このままパソコンやネットワークの整備が進まなければ、電子メールの効率的な運用や電子決裁の導入に支障がきたすことが予想されます。

回線については、庁内のLANは整備されているものの、回線速度が10Mbpsと比較的低速で、地方機関においても、*アクセスポイントとの間が64kbpsの通信回線で結ばれている庁舎もあります。現時点では、通常業務を行うのに大きな支障は出ていませんが、

- ・ パソコンが1人1台体制になれば回線の*トラフィックが増加すること
 - ・ 動画による中継等、回線に負担をかけるコンテンツの増加が予想されること
 - ・ 近年進歩の著しい回線の高速化に対して、低速なLANがボトルネックとなる恐れがあること
- 等から大容量の回線が必要となっています。

また、災害対策本部設置、予算編成業務、会議・講演におけるプレゼンテーション等、臨時及び短期のネットワーク利用の増加が想定されます。

【施策の展開】

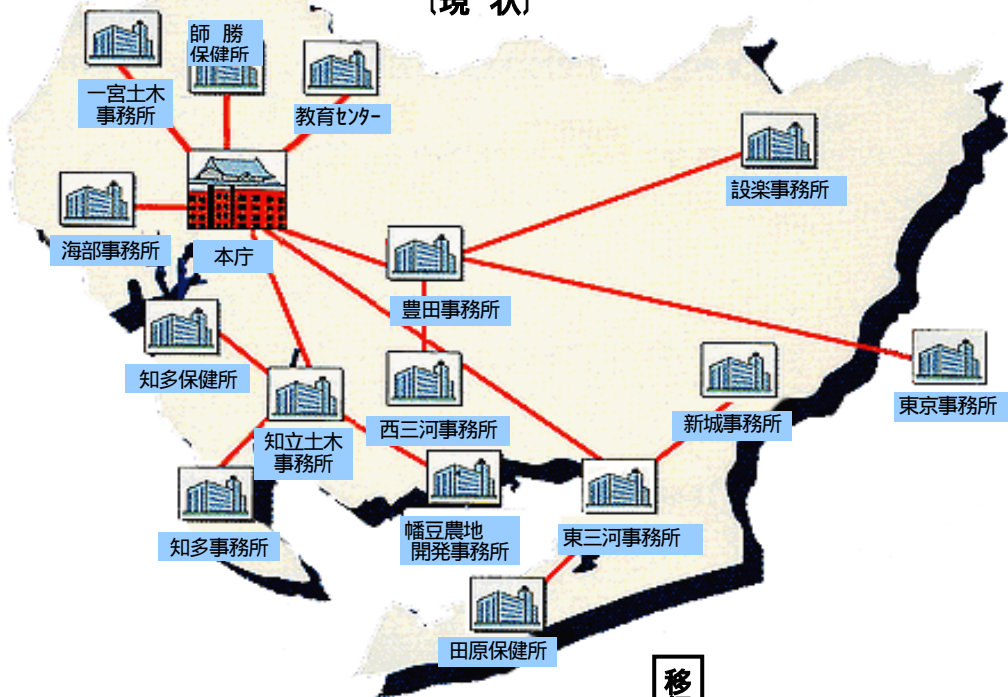
電子地方政府の基盤となるようパソコンとネットワークの整備を進め、平成14年度中に本庁1人1台、平成15年度末までに地方機関も含めて全庁1人1台体制を実現します。

平成14年度には、県庁と主要地方機関の間の回線を「新総合通信ネットワーク」に移行し、コスト削減と回線速度の高速化を図ります。

1人1台体制の整備に合わせ、LAN及びWAN回線を高速なものに切り替えます。また、将来的には、接続するシステム、大容量のコンテンツの増加に応じて、LAN回線を*ギガビットイーサネット等高速な回線に切り替えていきます。

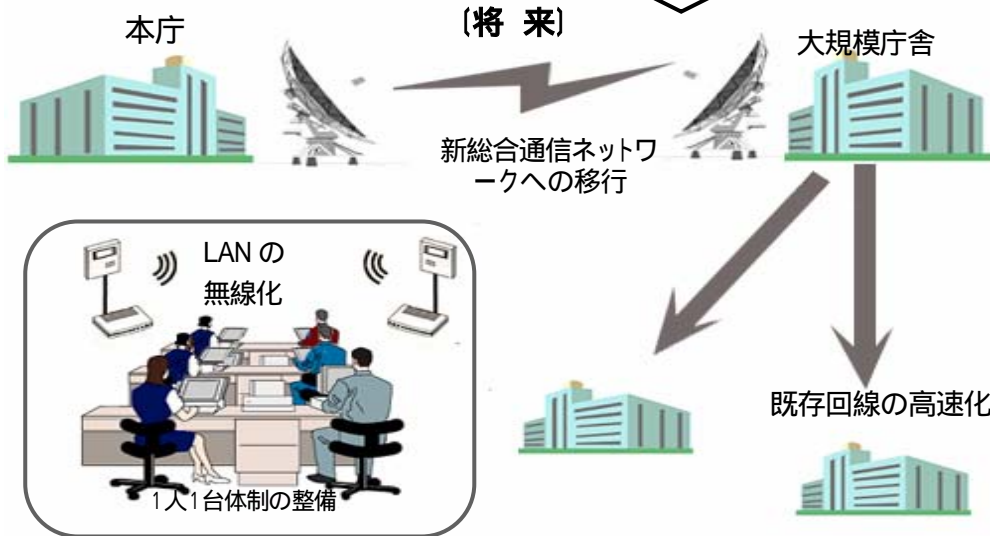
臨時及び短期のネットワーク利用や、課室のレイアウト変更等に対し、設定の変更のみでネットワークを利用できるよう、全ての課室・会議室等においてLANの無線化を図ります。

愛知県行政情報通信ネットワーク概念図 (現 状)



移行

(将 来)



【スケジュール】

項 目	14年度	15年度	16年度	17年度
パソコン1人1台体制の整備	本庁1人1台	地方機関1人1台		
LAN・WAN回線	1人1台体制に向けた高速化		システム・コンテンツに合わせた高速化	
	新総合通信ネットワークへの移行			
	LAN回線の無線化			

(2) 総合行政ネットワークの整備

<目標>

全国の地方自治体を相互に接続する総合行政ネットワーク(LGWAN)を、平成15年度までに構築し、国・都道府県・市町村間の電子文書交換や各種情報の共有化を実現することにより、行政事務の効率化・迅速化を促進します。

【現状と課題】

現在、行政の事務処理は、紙の文書を中心として行われていますが、「ミレニアムプロジェクト(平成11年12月19日、内閣総理大臣決定)」において「2003年度までに民間から政府、政府から民間への行政手続きをインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する」という目標が掲げられました。

この目標を実現するために、全国の地方自治体を相互に接続する行政専用のネットワークとして総合行政ネットワークの構築が位置付けられ、具体的には平成15年度までに全ての地方自治体が接続するよう国は要請しています。

これまで、平成12年度には都道府県・政令市を接続した実証実験を実施するとともに、ネットワークの運営をしていく組織として都道府県等で構成する「総合行政ネットワーク運営協議会」が設置されました。また、平成13年度からは本運用に必要な制度整備や認証基盤等の検討を進め、さらに平成14年度からの*霞ヶ関WANとの相互接続のための準備が進められています。

【施策の展開】

(ネットワーク全体について)

電子申請等を有効なものとするため、組織認証の体系整備や、総合行政ネットワークを活用した全国的なASPのあり方などについて、総合行政ネットワーク運営協議会を通じて協議をしていきます。

(愛知県内地域について)

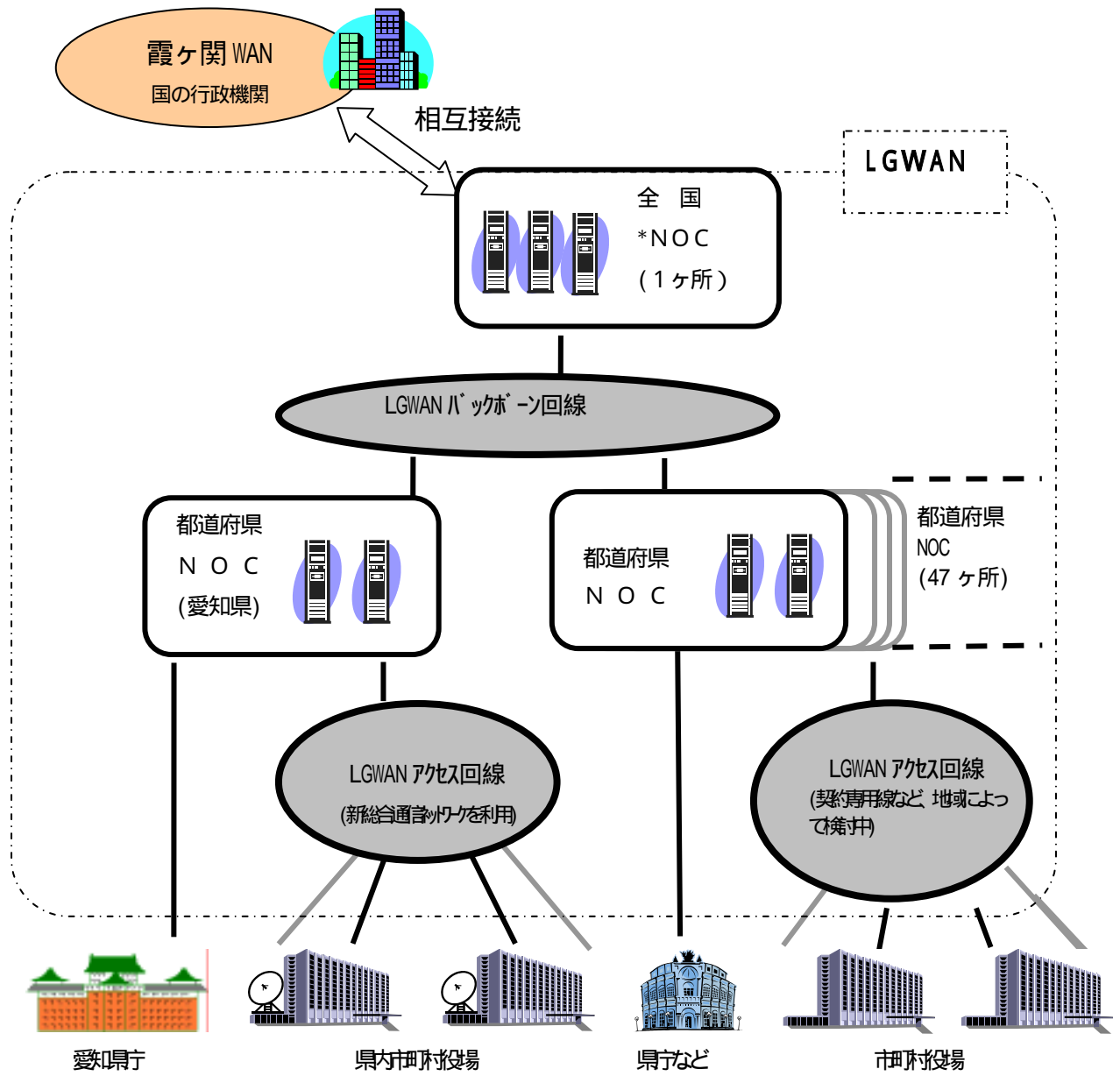
市町村が総合行政ネットワークに接続するためのアクセス回線は、「新総合通信ネットワーク」の回線の一部を利用します。

現在、運用中の「あいち自治体情報ネットワーク」にある、県・市町村との間での各種情報の共有のためのシステムについては、総合行政ネットワークでの利用ができるよう移行します。

平成15年度までに、県内市町村が円滑に接続できるように「愛知県・県内市町村情報主管課連絡会議」のワーキンググループで検討し、調整を行っていきます。

県内自治体における共通するシステムを、総合行政ネットワークを利用して、ASP型で共同整備していくことを検討していきます。

【総合行政ネットワークイメージ図】



【スケジュール】

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ネットワーク全体	都道府県・政令市で運用開始。	霞ヶ関WANとの接続開始 ----- 全国市町村接続		利活用等検討・拡大	
県内自治体	県・市町村のワークにて接続に要する作業を検証	接続のための予算等準備 ----- 県域ASP検討	市町村接続	利活用等検討・拡大	

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの整備

< 目 標 >

平成11年8月に改正された住民基本台帳法の規定に基づき本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びそれらの変更履歴等の付随情報)の処理を行うため「住民基本台帳ネットワークシステム」を整備します。

なお、整備に当たっては、住民の本人確認情報を保護するため、制度、技術、運用の観点から適切な措置を講じます。

さらに、法により本人確認情報の利用が認められている事務への活用を促進するためのシステム整備を図ります。

また、今後の法整備及び各自治体での活用事例を踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムの一環として仕様が示されている住民基本台帳カード(*ICカード)の本県における利用の可能性について、調査・研究を行います。

【現状と課題】

現在、住民基本台帳事務は、各市区町村ごとに行われており、県は各県民の住所等のデータを保持していません。そのため、県が各種申請、届出等を受け付ける場合、県から市区町村に対し申請者の住民票の写しを請求するか、申請者が市区町村の窓口で住民票の写し等の交付を受け、それを申請書に添付する以外に本人確認(住所確認)の方法はありません。

住民基本台帳ネットワークシステムの整備が行われることにより、県においても法で指定された事務において、ネットワークから本人確認を行うことが可能となり、県民の負担軽減、本人確認事務の効率化、窓口事務の軽減等が図られます。

なお、このシステムの運用に当たっては、県は保有する本人確認情報について適切な保護措置を講じること、また、住民基本台帳カードの多目的利用については、法に基づき市町村の主體的な取組を踏まえた対応が必要となっています。

【施策の展開】

全国の都道府県、市町村及び国が指定した情報処理機関とを専用回線で結ぶ住民基本台帳ネットワークシステムの整備、試験運用等を行い、法の施行が予定されている平成14年8月の稼働を目指します。

住民基本台帳ネットワークと行政情報通信ネットワーク(LAN、WAN)との接続を図ることにより、法等により本人確認情報の利用が認められている事務の簡素化、効率化を図ります。なお、接続に当たっては、本人確認情報の保護が十分図られるよう措置します。

住民基本台帳カードの利用等について、法改正が行われ、県における利用が可能となった場合に備え、各省庁、各自治体の動向を視野に入れつつ、愛知県における独自利用の可能性について調査・検討を行っていきます。



【スケジュール】

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
本人確認情報データ整備、運用（ネットワーク稼働）	整備	運用開始			
住基カード交付、住民票の写しの広域交付などのサービス			交付、サービス開始		
県における本人確認情報の利用検討		順次利用開始			

(4) 情報セキュリティの確保

< 目 標 >

「情報セキュリティポリシー(基本方針及び対策基準)」を策定し、セキュリティ対策の標準化を図ります。その上で、各部局ごとのセキュリティ対策実施マニュアルである「実施手順」を策定し、全庁的な情報セキュリティの確保に努めていきます。

また、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策が効果的に機能するよう、全庁的かつ恒常的なセキュリティ管理体制を構築します。

【現状と課題】

インターネットの普及とともに、不正アクセスや*コンピュータウイルスによるデータの破壊、窃取等の情報リスクがますます拡大しつつあります。一方で、電子地方政府の実現を目指して、県行政の情報化、オンライン化が一層の進展を見せており、情報セキュリティの確保がますます重要な課題となっています。

本県では、以前から愛知県情報化推進規程や情報機器安全対策指針において、セキュリティ対策の必要性と優先順位を示し、データのバックアップ、*ファイアウォールの設置、IDとパスワードによる職員認証など、さまざまなセキュリティ対策を実施してきましたが、さらに総合的・体系的な対策を実施することが求められています。そのため、早急に情報セキュリティポリシーを策定し、セキュリティ対策の標準化及び合理化を図るとともに、具体的な対策マニュアルを作成する必要があります。

また、定められたセキュリティ対策が一層効果的に機能するよう、全庁的なセキュリティ管理体制を構築し、運用監視、評価・見直し等を継続的に実施していく必要があります。

【施策の展開】

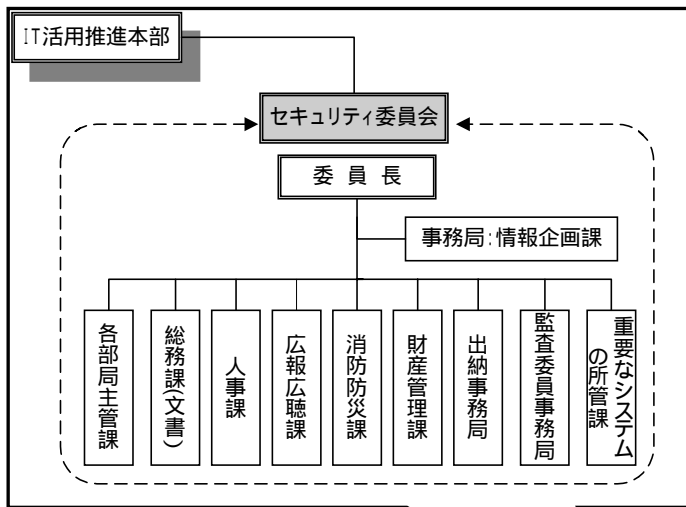
情報セキュリティポリシーの策定にあたっては、責任の所在を明確にする必要があるため、平成14年度に、IT活用推進本部のもとに関係課室で構成する全庁的な組織(セキュリティ委員会:仮称)を設置します。

セキュリティ委員会が中心となって、各部局が保有する個別の情報資産のリスクや重要度を分析・評価し、それをもとに情報セキュリティポリシーを策定します。

策定した情報セキュリティポリシーに基づき、各部局ごとに情報資産を見直し、具体的なセキュリティ対策実施マニュアルである「実施手順」を取りまとめます。これにより、各部局のセキュリティ対策は、この実施手順に沿って行われることになります。

実施手順策定後は、すみやかに全庁的かつ恒常的なセキュリティ管理体制を構築し、情報システムの運用監視や職員への周知徹底、遵守状況調査、監査等の運用管理を実施するとともに、必要に応じて情報セキュリティポリシーの評価・見直しを行うなど、徹底したセキュリティ管理を実施していきます。

情報セキュリティに関するイメージ図

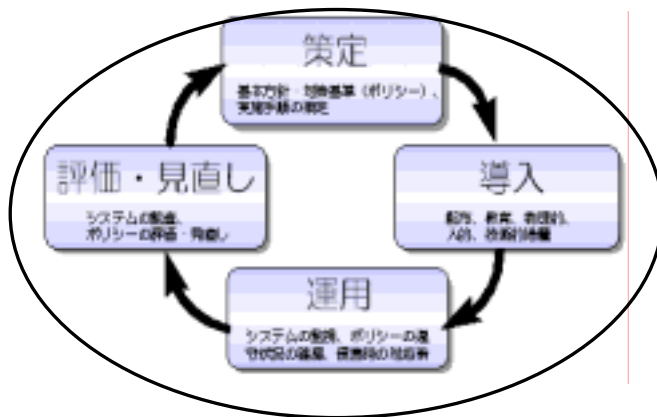
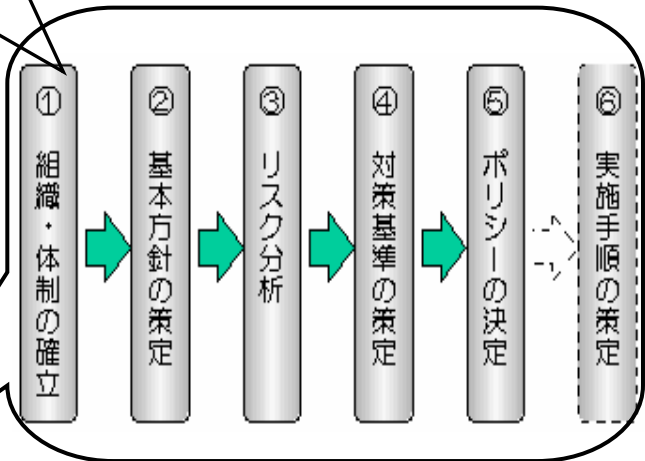


セキュリティ委員会構成図(案)

セキュリティポリシー策定の主体となる『セキュリティ委員会』は、情報システム、技術、監査、文書、人事、会計、広報、庁舎管理の各担当課を始め、全ての部局の主管課も含めた全庁的な構成とする。

セキュリティポリシー策定手順

セキュリティ委員会が中心になって、情報資産の調査・リスク分析を行い、セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）を策定する。ポリシーに基づく具体的な実施手順は、各部局ごとに策定する。



情報セキュリティポリシーの実施サイクルとセキュリティ管理

ポリシー策定後は、職員への周知徹底や遵守状況の確認、さらには定期的監査からポリシーの見直しまで、徹底したセキュリティ管理を行い、常に実効性のあるセキュリティ対策を実施していく。

【スケジュール】

項目	14年度	15年度	16年度	17年度
セキュリティポリシーの策定	→			
「実施手順」の策定		→		
セキュリティ管理体制構築			→	